ニュースコンテナー

No. 509　　発行　2021年10月10日

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社
〒336 -0015　さいたま市南区大字太田窪 2051-2
TEL.0120-01-2590　　FAX.048-886-2817
URL：www.knights.co.jp

亜鉛含有量の暫定排水基準見直しについて（公布）

2021年9月24日に「排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の一部を改正する省令」が公布されました。

現在、水質汚濁防止法による亜鉛含有量において、2021 年 12 月 10 日までを期限に 3 業種（金属鉱業及び電気めっき業、下水道業）について暫定排水基準が設定されています。

今回の改正では、金属鉱業及び下水道業については一般排水基準（2mg/L）に移行、電気めっき業については現行の暫定排水基準値 5mg/L を 4mg/L に見直し、期限を 2024 年 12 月 10 日まで延長することとなりました。施行期日は 2021 年 12 月 11 日です。

当社では、多くの排水項目の分析について長年の実績がございます。ご不明な点等ありましたら、是非一度ご相談ください。

資料　2021年9月24日付　環境省報道発表資料

無機分析箇所　野村咲子

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. 厚生労働省高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実行計画の策定について
2. 国家機関の建築物等における吹付けアスベスト等の使用状態に関する調査（フォローアップ）結果について
3. 化審法における PFOS 又はその塩の項に規定する泡消火薬剤等に関する技術上の基準の一部を改正する省令の公布
4. 排水基準を定める省令の一部を改正する省令について（窒素含有量・海域）

化審法におけるＰＦＯＳ及びその塩に関する表示すべき事項の一部改正について

2021年9月21日、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下、「化審法」という。）施行令附則第 3 項の表PFOS又はその塩の項に規定する製品でPFOS又はその塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項（平成 23 年厚生労働省、経済産業省、環境省告示第 6 号）の一部改正についての告示がありました。

施行日は、2021年 10 月 22 日となっています。

改正点は以下の下線部の通りです。

・化審法施行令附則第 3 項の表PFOS又はその塩の項又はPFOA又はその塩の項に規定する製品でPFOS又はその塩又はPFOA又はその塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項

・第 1　PFOS又はその塩又はPFOA又はその塩（以下「PFOS等」という。）が使用されている製品であること及びPFOS等が第一種特定化学物質であること。

・第 2　PFOS等の含有率

・第 3　注意事項

1　消火器用消火薬剤又は泡消火薬剤（以下「泡消火薬剤等」という。）に使用されているPFOS等が、 -中略-　泡消火薬剤等を訓練又は点検において使用する場合は、放出した泡消火薬剤等を回収すること等により、PFOS等の排出の削減に努めなければならないこと。

改正の経緯については、ニュースコンテナー 2021年 8 月号をご参照ください。

当社では、PFOS 等の分析に対応しております。お気軽にお問合せ下さい。

資料　2021年 9 月 21日付　官報

有機分析箇所　長谷川知草

耳より情報

当社では毎月メールマガジンを配信しております！
情報はよく目にするが情報量が多い。情報はあるけれど理解しづらい文章が多い。そのような　お悩みを解決すべく、なるべくわかりやすい文章で、最新情報や時期的に必要と思われる情報をメールマガジンにしてお届けしています。ご了承いただければ配信致します。

お問い合わせはこちら

お問合せはこちら